

札幌市子ども・子育て支援事業計画 の中間見直しについて<概要版>

1 子ども・子育て支援事業計画について

- 子ども・子育て支援事業計画とは、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援施策を計画的に提供するため、5年を一期として定めることが義務付けられた計画です。
- 札幌市では「第4次さっぽろ子ども未来プラン（計画期間：R2～6年度）」の第5章に定め、この計画に基づき、これまで保育所等の整備に取り組んできました。
- 令和4年度は、計画の中間年度にあたり、札幌市では令和3年度にニーズの再調査（アンケート調査）を行った結果、保育ニーズ量について現計画に比べて若干の増加がみられたことから、内容の見直しを実施することとしました。
- 中間見直し後の計画では、令和7年度当初までに教育・保育のニーズを満たす供給量を確保することとしています。

※「第4次さっぽろ子ども未来プラン」の内容は札幌市ホームページをご覧ください。

HPアドレス：<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kodomo-plan2020/index.html>



【用語解説】

① 利用意向率

市内の就学前児童15,000人を無作為抽出して実施したアンケート調査等により保育所の利用を希望する割合を把握しています。なお、この意向率には潜在的な意向（現在は保育所利用を希望していないが、将来的に利用したいという意向）も含まれています。

② 就学前児童数

小学校に就学する前の児童の数を指します。今回の中間見直しにおいては、各年4月時点の推計値を使用しています。

③ 保育ニーズ量

利用意向率（①）×就学前児童数（②）により算出しています。

④ 供給量

保育サービスが施設・事業者により提供される見込みの量（定員数）を指します。

2 中間見直し内容の検討過程

○中間見直しに当たっては、札幌市の附属機関である札幌市子ども・子育て会議において、供給量の確保に当たっての考え方などについて検討を行いました。

※検討経過は「札幌市子ども・子育て会議」のホームページをご覧ください。

HPアドレス：http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kosodat_ekaigi.html



【検討過程】

令和4年3月9日 札幌市子ども・子育て会議

- ニーズ再調査結果の報告、事業計画の中間見直しを行うことについて承認（中間見直しの検討は認可・確認部会に付託）



令和4年6月8日～8月30日 認可・確認部会における計3回の検討

- 保育ニーズ量及び供給量確保の方策等について検討



令和4年9月20日 札幌市子ども・子育て会議

- 認可・確認部会において検討した供給量確保策等の中間見直し案について報告・承認



令和4年12月9日 市議会報告

- 事業計画の中間見直し案を報告・承認



令和5年1月～2月 パブリックコメント（1/5～2/6）



令和5年3月 計画策定（予定）

3 教育・保育のニーズの状況

- 令和3年度に実施したアンケート調査等により、今後保育所等を利用したいと考える潜在的なニーズを含めて算出した結果、現計画の調査時（H30年度実施）に比べて**保育の利用意向率は2.4%上昇**しました。
- ただし、保育の利用意向率が上昇した一方で令和7年度の就学前児童数（推計値）は減少する見込みであることから、**利用意向率と就学前児童数を乗じて算出する保育ニーズ量は、442人（+1.1%）の増加**にとどまっています。

調査結果	現行計画 (a)	中間見直し (b)	利用意向率増減 (b - a)
利用意向率	53.3%	55.7%	+2.4%
就学前児童数（人）	73,434	70,999	▲2,435
保育ニーズ（人）	39,132	39,574	+442 (+1.1%)

- 令和7年4月に推計される保育ニーズ量と、現時点で確保を見込む供給量を行政区別で確認した場合に不足が想定される区分は以下のとおりであり、このほかは保育ニーズ量よりも供給量が上回ると見込んでいます。

不足発生区	2号（3～5歳） ※保育の必要性あり	3号（1～2歳） ※保育の必要性あり	合計
白石区	－	▲20	▲20
清田区	▲56	▲27	▲83
南区	▲32	▲69	▲101
西区	－	▲51	▲51
手稲区	▲153	▲143	▲296
合計	▲241	▲310	▲551

※令和4年9月20日 札幌市子ども・子育て会議時点

4 供給量確保に当たっての考え方

これまで

- 保育の供給量が不足する地域（行政区単位）において重点的に整備を実施してきました。
- この結果、市内全体でみた保育の供給量は充足しつつありますが、一部の地域においては供給量が不足しており、また、国定義以外を含む待機児童も一定数存在している状況です。

【待機児童の状況】

	H30	R1	R2	R3	R4	(H30⇒R4)
保育所等利用希望児童数	31,428	32,232	33,306	33,908	34,244	+2,816
認可保育所等定員	29,674	31,147	32,518	34,218	35,610	+5,936
待機児童数（国定義）	0	0	0	0	0	±0
待機児童数（国定義以外含む）	1,963	1,947	1,869	1,578	1,201	▲762
幼稚園の一時預かり等除く	1,531	1,389	1,244	893	648	▲883

これから

これまで保育の受け皿確保の中心的手法として行ってきた新設整備は、保育ニーズの変化や地域の需給状況を詳細に見極めたうえで限定的に実施していくとともに、既存施設を活用した受け皿の確保に重点を置いて整備を行います。

(1) 局所的な供給不足地域での新設整備

- 新設整備については、市内の保育の需給状況により詳細に分析したうえで実施
- 大規模マンションの建設等による局所的な保育ニーズの増加について、地域の需給バランスを適宜見直し、必要に応じて新設整備を実施
- 既存保育施設との距離制限の見直し

(2) 既存施設を活用した受け皿の確保

- 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行
- 保育施設の増改築・増築・分園新築
- 保育士確保や施設の運営支援を推進
- 需給計画における供給量の確保

(3) 老朽化した保育施設の更新

- 安全・安心な保育環境の確保のため、幼稚園から認定こども園への移行に伴う園舎の建て替えや、保育施設の増改築を実施

5 需給計画

- 行政区ごとの需給状況（過不足）を踏まえるほか、局所的な保育ニーズの増加等に対しても地域の需給バランスを適宜見直し、供給の確保が必要となる量を計上します。
- 令和7年度当初までの2年度間（R5・6年度）においては、2・3号合計で752人分の供給量を拡大することとしています。
- この供給量の拡大により、令和7年4月の全市の供給量（2・3号）は43,197人となる見込みです。

供給量	年齢	3～5歳		1・2歳	0歳	
		1号 (教育のみ)	2号(保育の必要性あり)		3号(保育の必要性あり)	
			保育	教育		
R5年度供給量 (①)	24,855	8,120	16,677	13,683	3,965	
		24,797		17,648		
		42,445				
R7年度供給量 (②)	24,044	8,257	16,917	13,998	4,025	
		25,174		18,023		
		43,197				
供給拡大量 (②-①)	▲811	137	240	315	60	
		377		375		
		752				